

第33回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年3月27日(金)午後2時00分から午後3時20分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室3-A B

3 出席委員(22名)

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	香西	浩志
	3番	高野	英一
	4番	渡邊	ひろ子
	5番	井田	留吉
	6番	齊藤	一男
	7番	前川	厚司
	8番	橋本	浩弥
	9番	高橋	孝二
	10番	深松	俊英
	12番	石川	雅洋
	13番	森	勤子
	14番	飛田	榮
	15番	齊藤	正孝
	16番	西田	利幸
	17番	帰山	茂義
	18番	吉田	正宏
	19番	中村	富士男
	20番	棚	範貴
	21番	澤邊	佳範
	22番	松本	誠

4 欠席委員(2名) 2番 菅野 能稔

11番 蛭原 一治

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第1号 農地所有適格法人報告書の受理について

第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第4号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

第5号 令和2年度農業委員会予算について

議案

第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

た。

議長 次に、報告第2号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。
事務局から報告第2号1番の説明をいたします。

事務局 報告第2号「農地法第4条の規定による許可について」、下記のとおり許可したので報告します。
案件は、議案書1ページの2月26日、第32回総会で審議された1件でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。
なお、記載のとおり条件を付し、令和2年3月19日付けで許可をしております。以上で報告を終わります

議長 報告第2号1番の説明をいたしました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑がないようですので、報告第2号1番については報告のとおり承認されました。

議長 次に、報告第3号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。
事務局から報告第3号1番の説明をいたします。

事務局 報告第3号「農地法第5条の規定による許可について」、下記のとおり許可したので報告します。案件は、議案書2ページの2月26日、第32回総会で審議された1件でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。
なお、記載のとおり条件を付し、令和2年3月19日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。

議長 報告第3号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑がないようですので、報告第3号1番については報告のとおり承認されました。

議長 次に、報告第4号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。
事務局から報告第4号1番、2番の説明をいたします。

事務局	<p>報告第4号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」、現況の確認を行っておりますので報告します。</p> <p>案件は議案書3ページの2件でございます。今月19日の現地調査で、現況について記載のとおり確認いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第4号1番、2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第4号1番、2番については報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、報告第5号「令和2年度農業委員会予算について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第5号の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第5号「令和2年度農業委員会予算について」、下記のとおり決定したので報告いたします。</p> <p>令和2年度の予算につきましては、先般の3月町議会におきまして、幕別町の各会計予算が議決しております。</p> <p>農業委員会予算の歳出は、17,676,000円で、前年と比較いたしまして、1,122,000円の増額となっております。</p> <p>主な理由としては、新年度から始まる会計年度任用職員に関する人件費及び農業委員改選期に実施します道内視察研修費用が主な要因であります。</p> <p>なお、詳細につきましては、記載のとおりです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第5号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第5号については報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番から4番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第1号1番から4番について議案書をもとに朗読】</p> <p>1番から4番は法人へ借換えするために解約するものです。</p>

以上4件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第1号1番から4番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第1号5番から8番につきましては、深松委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(10番 深松委員退席)

議長 それでは、議案第1号5番から8番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第1号5番から8番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は後者者への借換えのため解約するものです。
以上4件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号5番から8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第1号5番から8番は原案のとおり可決されました。

(10番 深松委員 着席)

議長 次に、議案第1号9番から19番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号9番から17番について議案書をもとに朗読】

9番から12番及び16番から17番は後者者への借換え、13番から15番は賃借料見直しのため解約するものです。

【議案第1号18番から19番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は新たに賃貸借の手続を行うために解約するものです。

以上11件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約が、なされておりまして、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号9番から19番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第1号9番から19番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案第2号1番、2番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

【議案第2号1番、2番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元の別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第2号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号3番、4番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号3番、4番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元の別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書2ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

20番 20番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第2号3番、4番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号5番から12番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号5番から12番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元の別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書3ページから6ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15番

15番説明いたします。5番から8番の案件は更新、9番、10番の案件は借主の経営の法人化に伴う借換え、11番、12番の案件は更新であります。借主はいずれも意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号5番から12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第2号5番から12番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号13番、14番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号13番、14番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元の別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書7ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番

23番説明いたします。これらの案件は、借主の経営の法人化に伴う借換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号13番、14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第2号13番、14番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号15番から18番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号15番から18番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元の別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書8ページから9ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

10番

10番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号15番から18番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第2号15番から18番は原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第2号19番から22番につきましては、深松委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(10番 深松委員退席)

議長

それでは、議案第2号19番から22番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号19番から22番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元の別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書10ページから11ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

8番

8番説明します。これらの案件は、本来、地区担当委員は深松委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明いたします。

これらの案件は前耕作者の後継者への借換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号19番から22番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第2号19番から22番は原案のとおり可決されました。

(10番 深松委員 着席)

議長 次に、議案第2号23番、24番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号23番、24番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元の別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書12ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号23番、24番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第2号23番、24番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号25番、26番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号25番、26番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元の別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書13ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号25番、26番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第2号25番、26番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号27番、28番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号27番、28番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元の別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書14ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号27番、28番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第2号27番、28番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号29番、30番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号29番、30番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元の別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書15ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番

3番説明いたします。これらの案件は、今月18日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号29番、30番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第2号29番、30番は原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第2号31番につきましては、石川委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(12番 石川委員退席)

議長

それでは、議案第2号31番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号31番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元の別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書16ページ上段に記載されておりますとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

21番

21番説明します。この案件は、昨年12月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号31番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第2号31番は原案のとおり可決されました。

(12番 石川委員 着席)

議長

次に、議案第2号32番から36番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号32番から36番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元の別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書16ページ下段から18ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

21番

21番説明いたします。これらの案件は、昨年12月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主はいずれも買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号32番から36番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第2号32番から36番は原案のとおり可決されました。

ここで午後2時45分まで休憩といたします。

(午後2時35分から午後2時45分まで休憩)

議長

それでは、再開いたします。
次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第3号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第3号1番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15番

15番説明いたします。この案件は、今月19日に香西委員、石川委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第3号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号2番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号2番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明いたします。この案件は、後継者への経営移譲に伴う使用貸借でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号2番について、原案のと

おり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第3号2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号3番について事務局から説明をいたします。

事務局 賃借権に移ります。

【議案第3号3番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件は、前耕作者の後継者への借換えでありますので、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしく申し上げます。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第3号3番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号4番、5番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号4番、5番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は別添調査書4ページから5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番 23番説明いたします。これらの案件は、前耕作者の後継者への借換えでありますので、周辺農地への影響はないことを確認しております。なお、詳細につ

きましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号4番、5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第3号4番、5番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号6番、7番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号6番、7番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は別添調査書6ページから7ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明いたします。これらの案件は、今月19日に香西委員、石川委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号6番、7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第3号6番、7番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号8番、9番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号8番、9番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は別添調査書8ページから9ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。これらの案件は、今月19日に香西委員、石川委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号8番、9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第3号8番、9番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号10番、11番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号10番、11番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は別添調査書10ページから11ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番

4番説明いたします。これらの案件は、今月18日に菅野委員、高野委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号10番、11番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第3号10番、11番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号12番について事務局から説明をいたします。

事務局 所有権に移ります。

【議案第3号12番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書12ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15番 15番説明いたします。この案件は、子の妻から親への贈与でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第3号12番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号13番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号13番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書13ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。この案件は、今月19日に香西委員、石川委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号13番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第3号13番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号14番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号14番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書14ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

21番

21番説明いたします。この案件は、後継者への贈与でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第3号14番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第4号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地法第4条の規定による許可申請のあった下記について、北海道農業会議へ意見聴取したく審議を求めます。なお、北海道農業会議からの許可相当の答申による許可は農業委員会会長の専決で行いたく審議を求めます。

【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】

この案件は、牛舎等の建設を目的とする転用であります。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査書に記載されている通りでございます。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番 23番説明いたします。この案件は、今月19日に香西委員、石川委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第5号1番について事務局から説明をいたします。

事務局 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地法第5条の規定による許可申請のあった下記について、北海道農業会議へ意見聴取したく審議を求めます。なお、北海道農業会議からの許可相当の答申による許可は農業委員会会長の専決で行いたく審議を求めます。

【議案第5号1番について議案書をもとに朗読】

この案件は砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地及び甲種農地であります。農用地及び甲種農地は原則不許可であります。本件は一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査書に記載されているとおりでございます。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番

17番説明いたします。この案件は、今月19日に、香西委員、石川委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第5号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第6号「現況証明について」を議題といたします。
議案第6号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第6号「現況証明について」、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第6号1番について議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番

20番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月19日に香西委員、石川委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第6号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第7号「幕別町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」を議題といたします。議案第7号について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第7号「幕別町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」説明させていただきます。

今回の改正は本年4月、農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合、一本化されることに伴う改正であります。円滑化事業が統合されることに伴い、幕別町農業振興公社が認定を受けています農地利用集積円滑化団体は廃止されますが、引き続き円滑化事業と同様の業務ができる団体として認められることになっております。

別添、横長の議案第7号説明資料の新旧対照表をご覧ください。

この措置に伴い、現行のあっせん基準第4条で農地等の権利を取得させるべき者として、下線の部分、町公社を指します「法第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体」を「法施行規則第18条第2号に規定する者」に改めるものであります。団体名としなかったのは、呼称、呼び名が変更になるたびに基準を改正することを避けるため、このように表示するよう北海道から指示があったためであります。第5条は、基盤強化法の表記の変更に伴う修正であります。

なお、本日までご決定いただきましたら、北海道に対し認定申請を行い、認定後に施行となります。

以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議ご決定のほどお願い申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第7号について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第8号「平成31年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題といたします。

議案第8号について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第8号「平成31年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価について」、次のとおり決定したいので審議を求めます。

別添議案第8号をご覧ください。

農業委員会は、農業委員会法第37条の「情報の公表」に基づき、事務の実施状況に関する情報について、インターネット等により公表することが定められております。活動状況を定められた様式にまとめた後、農業委員会等に関する法律施行規則第15条に基づいて、6月30日までに公表することとされております。

本日議案に別紙として掲載しております計画等につきましては、午前中に開

催いたしました三役会議でご協議頂き、総会に提案させて頂くものでございます。

次に内容の説明をさせていただきます。1ページ目をご覧ください。

「Ⅰ 農業委員会の状況」は、昨年度の幕別町の状況を記載しております。こちらは、令和2年3月31日現在の農業委員会の体制について載っております。

2ページ目をご覧ください。「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」の項目です。「3 目標の達成に向けた活動」の活動実績としましては記載のとおりですが、通年、町公社で開催されます利用調整会議の参加、その他広報特別委員会で農業委員会だよりの内容に審議及び農業委員会だよりを年2回発行している内容を記載しています。「4 目標及び活動に対する評価」としましては記載のとおりですが、お忙しい中、農地の出し手等に対して農業委員の皆さんが個別相談、現地調査を実施するなど、きめ細やかな活動していただいている内容を評価として記載しています。

3ページをご覧ください。「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」の項目です。「2 平成31年度の目標及び実績」です。平成31年度は1経営体4ヘクタール、忠類の井上さんが該当となっております。「4 目標及び活動に対する評価」としましては、新規参入者が農地を持つために、これも皆さんのご活躍のもと、無事にできたということ盛り込んでいただいております。

4ページ目になります。「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」といたしましては「2 平成31年度の目標及び実績」として、農地パトロールの結果、遊休農地はないという旨を記載しているところでございます。「3 2の目標の達成に向けた活動」としましては活動実績としましては利用状況調査を実数21名、9月に調査実施したことを記載したところでございます。「4 目標及び活動に対する評価」です。こちらも皆さんの活動によって低利用となった農地を遊休農地化する前に、担い手に繋げることができた旨を記載しております。

5ページ目になります。「Ⅴ 違反転用への適正な対応」についてです。昨年度についてはそのような事例はございませんでしたので、今後も「3 活動計画・実績及び評価」ですけれども、継続的にホームページ及び広報紙等で違反転用の周知を図ったことで成果を挙げたということで記載をしているところでございます。

6ページ目になります。「Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」です。「1 農地法第3条に基づく許可事務」につきましては、今年度は87件となっております。「2 農地転用に関する事務」につきましては19件となっております。

7ページ目に移ります。「3 農地所有適格法人からの報告への対応」についてです。現在、町内法人は76法人です。そのうち、定期報告がまだない法人に対して督促を行った所有適格法人の法人戸数は28となっております。うち督促後に報告書を提出した法人が2、うち報告書を提出しなかった法人が26となっております。こちらの内容につきましては3月に、只今督促をしております。4月10日までに提出いただくよう文書を送付しております。4月10日が最終期限としておりますので、最終的にこの総会を経て公表する際には確定数字を載せて公表したいと思っておりますのでご承知おきください。「4 情報の提供等」についてでございます。貸借借情報の提供につきましては対象件数473、公表に関しては2月にホームページ、農業委員会だより等で既に周知済みでございます。農地の権利移動等の状況把握につきましては、お手元に配布しております3月号の農業委員会だよりで周知することになっております。

次に最終ページになります。こちらは「Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・

意見及び対処内容」、「Ⅷ 事務の実施状況の公表等」についてですけれども、この後4月になりましたら30日間以上、内容の公表を行います。その際に意見等、対応したものがありましたらこちらの「Ⅶ」に記載することになります。何もなければ「特になし」となり、今現在は「特になし」と掲載しております。「Ⅷ 事務の実施状況の公表等」につきましては、既に議事録はホームページで公表しているところでございます。活動評価の点検・評価もホームページに公表しているところでございます。

以上で内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたので質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第8号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第9号「令和2年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題といたします。

議案第9号について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第9号「令和2年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について」、次のとおり決定したいので審議を求めます。

別添の議案第9号別紙をご覧ください。当該活動計画につきましても6月30日まで公表することとなっています。この内容につきましても、午前中に開催いたしました三役会議でご協議頂き、総会に提案させて頂いた内容となっております。

次に内容を説明させていただきます。1ページ目になりますが「Ⅰ 農業委員会の状況」につきましては、各種統計にて示されております情報を整理したもので、先ほどの点検評価と重複しております。

2ページ目をご覧ください。「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」及び「Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」についてもそれぞれ活動計画を記載しているところでございます。

3ページ目をご覧ください。「Ⅳ 遊休農地に関する措置」としましては、利用状況調査を8月に実施予定と計画に盛り込んでおります。「Ⅴ 違反転用への適正な対応」としましては、こちらも活動計画として農地パトロール、農業委員会だより、ホームページ等継続して行う内容を記載しているところでございます。

こちらも最終的に審議いただいた後にホームページ上で意見募集を行い、意見が寄せられた内容につきましては内容を修正し、6月30日までに公表させていただきます。

以上で内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいた

します。

議長

それでは、説明が終わりましたので質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第9号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第10号「第23期幕別町農業委員会活動方針・活動計画について」を議題といたします。

議案第10号について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第10号「第23期幕別町農業委員会活動方針・活動計画」につきまして、毎年3月の総会で見直すこととなっておりますので、ご審議いただくものです。

別添の横長の議案第10号説明資料の対照表をご覧ください。

左側が現行のもので、右側が見直し案です。今回見直すのは活動方針の前段の部分でございます。現行の活動方針の中段のアンダーラインの部分を、後段の農業委員会としての役割の文章に含めた内容といたしました。それ以外の部分、議案第10号別紙にございます活動方針以下の重点事項、活動計画、そして3ページ以降の年間スケジュールにつきましては例年通りと、新たに令和2年度は改選がありますので、それに伴うスケジュール等を入れた形となっております。

以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議ご決定のほどお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたので質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第10号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長

議案は以上であります。
これをもちまして、第33回農業委員会総会を閉会します。

事務局

ご起立願います。ご苦勞様でした。